

調査計画(案)

1 調査の名称 (□特定一般統計調査 ■その他の一般統計調査)

産業関連構造調査 (サービス産業・非営利団体等調査)

2 調査の目的

サービス業及び非営利活動等を営む企業・団体がその事業活動を行うために要した費用の内訳等の実態を把握し、産業関連表の作成における投入額推計等の基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

(2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類 (令和5年7月告示) のうち、以下に掲げる産業に属する企業及び非営利団体 (調査対象産業の詳細については、別紙1参照)。

- ・小分類014 - 園芸サービス業
- ・大分類G - 情報通信業
- ・中分類49 - 郵便業 (信書便事業を含む)
- ・中分類68 - 不動産取引業
- ・中分類69 - 不動産賃貸業・管理業 (小分類693 - 駐車場業を除く)
- ・中分類70 - 物品賃貸業 (小分類704 - 自動車賃貸業を除く)
- ・大分類L - 学術研究、専門・技術サービス業 (中分類71 - 学術・研究開発機関、小分類727 - 著述・芸術家業、小分類72F - 純粋持株会社を除く)
- ・大分類M - 宿泊業、飲食サービス業
- ・大分類N - 生活関連サービス業、娯楽業 (小分類791 - 旅行業、小分類803 - 競輪・競馬等の競走場、競技団を除く)
- ・中分類82 - その他の教育、学習支援業のうち、小分類823 - 学習塾、小分類824 - 教養・技能教授業
- ・中分類86 - 郵便局
- ・大分類R - サービス業 (他に分類されないもの) (中分類89 - 自動車整備業、中分類93 - 政治・経済・文化団体、中分類94 - 宗教、小分類951 - 集会場、小分類959 - 他に分類されないサービス業を除く)

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約10,000企業・団体（母集団の大きさ：約1,450,000企業・団体）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

事業所母集団データベースを母集団名簿とする。（標本設計の詳細については、**別紙2**を参照）

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は、**別紙3**の調査票を参照）

- ① 消費税の取扱い
- ② 令和7年の年間売上高・年間総費用等
- ③ 年間総費用の内訳
- ④ 資源ごみ等の売却益

〔集計しない事項の有無〕 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年1～12月

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

総務省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

〔調査方法の概要〕

【配布】民間事業者から報告者に対して、郵送により調査票を配布

【収集】報告者は、自計記入の上、民間事業者に郵送で返送するほか、民間事業者の独自システムにおいて電子媒体調査票（Excelファイル）をオンライン上で提出する。

〔民間事業者への請負業務〕

調査関係書類の作成、調査票の配布・回収、審査、疑義照会、督促、入力

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：令和3年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和8年10月～11月

8 集計事項

(通信業、放送業、郵便業（信書便事業を含む）及び郵便局、不動産業以外の産業)

- ① 調査対象産業分類別、調査項目別構成比（全国）
- ② 調査対象産業分類別、資源ごみ等の売却益及び種類（全国）

(通信業、放送業、郵便業（信書便事業を含む）及び郵便局)

- ③ 調査対象産業別企業全体の年間売上高に対する年間総費用の割合並びに調査対象事業の年間売上高に対する年間総費用の割合及びその内訳の割合（全国）

(不動産業)

- ④ 調査対象産業分類別、調査項目別構成比（全国）

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別（全部公表 一部非公表 全部非公表）

(2) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(3) 公表の期日

令和9年11月下旬

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章において、日本標準産業分類を使用する。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は10年、調査票の内容を記録した電磁的記録は常用

保存責任者：総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官